

「先進医療」に関するお知らせ

(「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の「先進医療」からの削除(見込)について)

今般、2020年度診療報酬改定に向けて、厚生労働省で「先進医療^{※1}」の見直し検討が行われました。

その中で、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」(以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等)が、2020年4月1日より、「先進医療」から削除される見込み^{※2}です。

当社の「先進医療保険」、「無配当先進医療特約」については、手術や療養などを受けた時点において、厚生労働大臣が定める「先進医療」であることを支払事由にしています。そのため、「先進医療」から削除された場合には、ご契約日に関わらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、「先進医療保険」、「無配当先進医療特約」の給付対象とはなりませんので、ご注意ください。

※1 「先進医療」とは

- ✓ 厚生労働省に承認された新たな治療・手術で、保険診療との併用が認められている制度のことです。
- ✓ 先進医療の技術に関する費用は自己負担となります。(診察など通常の治療との共通部分は公的医療保険の対象)
- ✓ 将来的な保険診療導入を前提に、安全性・有効性を評価するため、適宜追加・削除が行われ、変動します。

弊社ホームページ「先進医療情報ステーション」(<http://www.senshin-dai-ichi.jp/>)もご覧ください。

※2 2020年3月に予定されている厚生労働省告示をもって決定される見込みです。

今後の「先進医療」に関する最新情報につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。